

で提案することとしています。  
このたびの赤潮発生原因とされるプランクトン「カレニア・セリフォルミス」に対しては、被害発生海域において継続的なモニタリング調査が実施され、令和4年2月以降には調査海域を全道域に拡大するなど監視体制が強化されています。  
また、現状では各海域において未検出の状況が続いています。夏場に向けた海水温の上昇とともに再び発生する懸念がありますし、資源回復にはまだまだ長期間を要することから、令和4年4月21日に2市13町長とともに北海道、北海道議会及び自民党道連を改めて訪問し、赤潮被害に対する継続支援を求めたところとあります。

## 教育長行政報告

1 町立小学校統合同準備委員会の設置について  
教育委員会では、令和3年7月に策定しました「新冠町小学校統合同計画」に基づき、令和6年4月1日に新冠小学校と朝日小学校を新冠小学校に統合同準備を進めています。今年度、設置を予定していましたが、

立小学校統合同準備委員会は、令和4年4月28日に、新冠小学校と朝日小学校のPTA代表者各3名、町立小中学校教職員各3名、合計15名の委員を委嘱した上で、第1回目の会議を開催したところとあります。  
この準備委員会は、児童・保護者が不安なく安心して統合できるよう、通学バスや災害対応などの課題や懸案事項の検討、協議及びその調整を図るために設置したものであり、全体会のほか、交流学习や学校行事など、教育計画に関わる事項を所掌する「教育計画部会」、学校備品や文書整理など校務整理に関わる事項を所掌する「校務部会」、保護者間の交流やPTAの組織運営に関わる事項を所掌する「PTA部会」の3部会で構成し、令和5年10月を目途に課題や懸案事項の協議を深め、円滑な統合を推進することとしています。  
今年度においては、4回の全体会と各部会会議を開催する計画であり、協議や検討状況については、広報誌等で周知するなど、引き続き保護者や地域の皆さまに丁寧な説明に努めています。

2 社会教育事業の実施状況について  
令和4年1月下旬から発令されていた「まん延防止等重点措置」が終了した3月22日以降、町内の感染状況を考慮し、各文化団体やスポーツ団体などの活動を行ってまいりました。  
また、町民の生涯学習機会を提供している社会教育事業も、感染対策を講じ、可能な限り参集や対面する従来の形で実施することを取り進めているところです。  
今年度に入り、いきいき大学の学習会や町民スポーツ教室、児童館や放課後子ども教室の特別事業など、昨年度は延期や中止を余儀なくされた事業も概ね計画どおりスタートすることができ、今後も順次開催する予定となっております。  
レ・コード館の町民ホールを活用したコンサート事業では、コロナ禍以降は無観客による動画配信事業や少人数の観客に限られていたところですが、徐々に多くの観客を集めた事業も再開され、5月には新冠中学校の卒業生2名が所属している札幌国際情報高校吹奏楽部のコンサートが行われ、楽器を演奏しながら踊る高校生の演奏や新冠中学校吹奏楽部との合同演奏も

あり、来場した約150名の観客は久しぶりに聴く生の音楽や初めて観る演奏スタイルに魅了されていました。  
これまで町民ホールにおける観客の入場定員について、町独自に厳しく制限してきましたが、6月14日にシンガーソングライターの森山直太朗さんのコンサートが全国ツアーの一環として開催されるのを機に、国の基準通りの定員の100%まで制限を緩和しての試行実施を行い、国などのガイドラインに基づき感染対策を検証し、今後の事業実施に繋げることとしています。  
講演会事業のプラスワンセミナーについては、2年間開催を断念していました。  
コロナ禍で閉塞的な社会が続く中、町民に活力を与えることができるよう、話題性が高く学習要素も多い講師の選定に向け調整していたところ、北京オリンピック銀メダリストとして全国的に非常に注目が集まっています。カーリングチーム「ロコ・ソラーレ」を招聘できることとなり、心援が秘める力とコミュニケーションが生む力」と題して、6月28日にプラスワンセミナーを開催することと準備を進めています。

# 役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

## POTEKAでリアルタイム気象状況を提供

町では、町内3カ所（役場庁舎屋上・明和生活センター・美宇生活センター）に気象観測装置（POTEKA）を設置しています。

この装置により、町の天気・気温・湿度や雨量などの気象情報をリアルタイムでインターネットやスマートフォンのアプリを使い、無料で確認することができます。

防災対策への利用のほか、イベント時の天候の確認、熱中症対策などに幅広くご利用ください。

●問い合わせ先

総務課総務グループ防災係 ☎ 0146・47・2111

◆インターネット気象情報「POTEKA.NET」

【HP】<http://www.potekanet.com/>

◆スマートフォンアプリ「My POTEKA」

【HP】<http://www.meisei.jp/poteka/smartphone/>

無料でダウンロードできる

QRコード⇒



※インターネットやアプリをダウンロードする際の通信費などはご自身の負担となります。

## 町民生活課からのお知らせ

### 国民年金保険料免除の手続き

#### 【保険料免除制度】

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人と配偶者、世帯主の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額または一部が免除されます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、その方の前年所得を0円として審査をする特例もあります。

#### ○全額免除となる所得の目安

{(扶養親族の数+1) × 35万円} + 22万円

#### 【若年者納付猶予制度】

本人が50歳未満であるときに限り、世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額が猶予されます。

#### ○全額猶予となる所得の目安

全額免除の所得基準と同じ

#### 【令和4年度免除期間】

期間は令和4年7月から令和5年6月までとなります。また、申請日より過去2年1カ月前まで遡って申請が可能です。

例) 令和4年7月に申請する場合の免除可能期間

将来期間：令和4年7月～令和5年6月

過去期間：令和2年6月～令和4年6月

### 野焼きの禁止について

家庭用の焼却炉、ドラム缶、土管などでのごみの焼却は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で原則禁止されています。

違反者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又は両方が科せられます。さらに法人は両罪規定（違反した従業員とともに法人も罰する規定）で1億円以下の罰金が科せられますので絶対やめましょう。

例外として、森林法第二十一条の規定による火入許可は認められていますので、役場産業課（☎ 0146・47・2110）へ事前に相談し手続きをしてください。

※火入れ許可と異なる  
●焼却を発見した場合  
●は、許可を取り消し警察へ通報することになりますので、絶対にやめましょう。



●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ

☎ 0146・47・2112